

論点整理(案)

2024年5月24日

事務局

作業班から示された端末共通仕様の追加機能要件

機能番号	機能名	機能の概要	対象となる方式
#1	Emergency Attach	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする機能	緊急通報のみローミング方式
#2	IMSI送信	緊急呼発信時にIMSIを送信する機能	緊急通報のみローミング方式
#3	緊急呼終話後のHome網へのAttach	緊急呼終了時に自網に復帰する機能	緊急通報のみローミング方式
#4	Non-detectable / detectable緊急呼	184等のプレフィクスがついた場合でもローカルブレイクアウトによる緊急呼発信をできるようにする機能	フルローミング方式
#5	CellReserved	平常時に救済網に接続しないようにする機能	両方式
#6	ACB per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないように在圏を制御する機能	フルローミング方式
#7	SSAC per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないようにサービスごとに接続を制御する機能	フルローミング方式
#8	Capability制御	救済網で端末が使用可能な周波数帯を通知する機能	両方式
#9	事業者表示	救済網に在圏していることを表示する機能	両方式
#10	過度な再送抑制	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする機能	フルローミング方式

- 電気通信事業法に基づく技術基準として定める技術的条件は、原則として、技術の進歩、ニーズの多様化への対応、適合性確認における負担等に配慮すれば、必要最小限のものであることが望ましい。
- その上で、これらそれぞれについて、技術基準として位置づけるべきものがいずれであるかについて、次の2つの観点から検討を実施。
 - ① 事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること
 - ② 事業用電気通信設備の機能に支障を与えないようにするものであること(救済網へ過大な負荷を与えるものでないこと)

技術基準適合性確認の対象(事務局案)

機能番号	機能名	判断の観点	現行規定の有無	規定を追加するもの
#1	Emergency Attach	①	なし	○
#2	IMSI送信	①	なし	○
#3	緊急呼終話後のHome網へのAttach	②	なし	○
#4	Non-detectable / detectable緊急呼	①	なし	○
#5	CellReserved	①、②	なし	○
#6	ACB per PLMN	②	一部あり (ACBを規定)	○ (ACB per PLMNを追加)
#7	SSAC per PLMN	②	なし	○
#8	Capability制御	②	なし	○
#9	事業者表示	①	なし	○
#10	過度な再送抑制	②	なし	○

- #6(ACB per PLMN)については、端末側の挙動がHome網在圏時とローミング時で変わらないので、現在の端末設備等規則の重要通信の確保の条文(事務局注:第32条の21)によりすでに担保されており、別途規制する必要はないものと考えます。

(考え方)

- 
- 現行規定は「ACB」に関する規定ですが、ローミングでは「ACB per PLMN」の機能を確保する必要があります。現行規定を改正するか、あるいは、ローミングの機能として、新規に規定する必要があると考えます。

- #9(事業者表示)については、ネットワーク選択画面の表示、待ち受け画面の表示ともに現在は非規制です。現行法令とのバランスを考えた場合、法令によって保護すべきなのは表示する機能ではなく、標準化された救済網の名称が正しく表示されることではないかと考えました。このため、救済網の名称を総務大臣が指定し、その名称がネットワーク選択画面及び待ち受け画面に正しく表示されることを確保する規制としてはいかがでしょうか。

(考え方)

- 
- ローミング時には、利用者が契約した事業者とは異なる事業者に接続されます。そのため、ローミングの基本的な機能として、いま端末がローミング動作中にあるのか、どの事業者のネットワークに接続しているのか、などを表示することが重要となります。なお、ネットワークの名称を法令に定めることは、必要最小限の規律の観点から不要と考えます。

- 現行の規制との整合性等の観点から意見を申し上げます。

ローミング時の端末の挙動がHome網在圏時と変わらない機能であって、現在技術基準に規定がない機能については、法令による規制は不要と考えるのが合理的と考えます。仮に法規制が必要であるとする、Home網での緊急通報にも支障が生じるおそれがあるはずなので、Home網の技術基準として規定すべきということになります。具体的には、#5(CellReserved)、#7(SSAC per PLMN)、#8(Capability制御)、#10(過度な再送抑制)、6ページ目の#11(規制中の緊急呼)が該当します。ただし、#5(CellReserved)は「救済網が救済開始」のシナリオで使われるので、実質的には確保されます。

(考え方)

- ローミング時特有の事情として、端末と網の事業者が異なる状態で接続が行われることが挙げられます。その場合、端末が救済網へ与える負荷が過大なものにならないように、事業者によらず共通の技術基準として定める必要があると考えます。また、#8については、電波法の規定により確保されうるものですが、#5、#7、#10については、救済網への負荷軽減の観点から技術基準として定める必要があるものと考えます(「6ページ目の#11」は試験項目ですが、これは機能#6及び#7を実装することで確保できます)。

構成員からの意見(第2回会合後の提出)への考え方 ③

6

- 適合性確認試験案「#5 大項目:ローミング開始」の検証シナリオにおいて、「UE capabilityが認証取得済みのBandのみ有効となっていること」とあります。3点確認させてください。

1. 発売後に対応Bandを追加し技術基準適合証明を再取得した場合は、上記検証部の確認のため技術基準適合認定の再取得が必須になるということでしょうか？

(考え方)

- 
- 端末設備等規則(案)が求める「Capability制御」の項目は、対応周波数に関し、端末の能力を正しく網に通知することを求めるものです。したがって、対応Bandが増えたとしても、Capability制御自体の機能が維持されるのであれば、電気通信事業法に規定される技術基準適合認定の再取得は必要とは考えられません。なお、電波法における手続きは別の話となります。

2. 技術基準適合証明の取得済Bandと上記検証部の合格判断の基準ですが、完全一致が必須でしょうか？それとも、技術基準適合証明の取得済Bandよりも少なくとも良いでしょうか？

(考え方)

- 
- 端末の能力が最大限に活用されることが望ましいと考えます。

3. 「認証取得済みのBandのみ有効」という判断が追加された理由は、技術基準適合証明/工事設計認証という別規則の違反確認を目的としたクロスチェックが目的だと理解しましたが、従来からある適合認定試験への確認点として追加をしないのはなぜでしょうか？(クロスチェックが目的であれば、今回のローミング試験としての追加だけではなく、従来からある適合認定試験での網接続時の判断基準として追加されるべきかと思います)

(考え方)

- 
- ローミング中は、SIMを発行した事業者とは異なる事業者の網に接続されることとなります。端末は、事業者ごとに対応できるBandが異なる場合があることから、Capability制御において、正しく通知することを求めるものです。

端末設備等規則に関する考え方(案)

- 技術省令の記載にあたっては、「機能の趣旨や目的を明確にして大括りで規定すること」と、「携帯電話の技術標準に照らしてどの機能にあたるのかを明確にすること」のバランスを考慮する必要がある。
- 今回は、「端末設備等規則(省令)では求める機能を大括りして規定」し、「告示でそれぞれの詳細を規定する」ことで、上記バランスを図る。

機能番号	機能名	対象となる方式	大括りした機能(条文は検討中のイメージ)	機能の詳細
			(端末設備等規則に盛り込む条文のイメージ) 第〇条 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示するところにより、非常時事業者間ローミングに係る次の機能を備えなければならない。	
#1	Emergency Attach	緊急通報のみローミング方式	四 救済網のみを用いて通信を行う場合(利用者の認証を自網における設備を用いて行うものを含む。)にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急呼発信を可能とすること。	告示にて規定
#2	IMSI送信	緊急通報のみローミング方式	二 端末の状態を救済網に通知すること。	
#3	緊急呼終話後のHome網へのAttach	緊急通報のみローミング方式	一 救済網に過大な負荷を与えないようにすること。	
#4	Non-detectable / detectable緊急呼	フルローミング方式	五 救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあつては、付加的役務識別番号(発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。)を先頭に付加されて行われた発信であっても緊急通報の発信ができること。	
#5	Cell Reserved	両方式	一 救済網に過大な負荷を与えないようにすること。	
#6	ACB per PLMN	フルローミング方式	一 救済網に過大な負荷を与えないようにすること。	
#7	SSAC per PLMN	フルローミング方式	一 救済網に過大な負荷を与えないようにすること。	
#8	Capability制御	両方式	二 端末の状態を救済網に通知すること。	
#9	事業者表示	両方式	三 救済網の名称を利用者が識別できるようにすること。	
#10	過度な再送抑制	フルローミング方式	一 救済網に過大な負荷を与えないようにすること。	

今後のスケジュール(案)

9

